

(様式 1－3)

福島県帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 7 年 4 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	176	事業名	福島県里山放射線量等測定事業		事業番号	(3)-23-6
交付団体		福島県	事業実施主体 (直接/間接)		福島県 (直接)	
総交付対象事業費		(183,158 (千円)) 217,158 (千円)	全体事業費		(183,158 (千円)) 217,158 (千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標						
本県においては、多くの人々が森林とともに暮らし、林業を生業とする生活を営んできたが、原子力発電所事故に伴い、県民は森林の放射性物質への不安を抱えた生活を余儀なくされている。また、森林整備・木材生産活動が停滞しており、森林の持つ多面的機能の低下が懸念されている現状にあることから、森林・林業の再生は福島の復興にとって大変重要な課題である。 このような状況を踏まえ、日常的に人が立ち入る里山において里山再生モデル事業が実施されたが、県内には里山が多数存在することから、里山の再生に向けた取り組みを継続していく必要がある。 本事業は、里山再生モデル事業の後継事業である、里山再生事業の選定地区において、事業実施前後の空間線量率及び立木・土壌の放射性物質濃度の測定を一元的に実施し、その結果を地域住民や対象地区の利用者等へわかりやすく情報提供することにより、当該事業の実施効果の評価に資するものである。						
事業概要						
・空間線量率測定（指定点、歩行サーベイ、実際の利用を想定した個人被ばく線量）及び立木・土壌の放射性物質濃度の測定 5 地区 ○福島復興再生基本方針 第 2 部 第 3 2-(1)-⑤ (P 23. 24～30 行目) 「里山再生モデル事業については、その成果等を踏まえ令和 2 年 1 月 2 4 日に中間とりまとめ、同年 1 月 6 日に最終とりまとめを行った。令和 2 年度以降は「里山再生事業」として里山の再生に向けた取組を引き続き実施しており、令和 4 年 2 月までに 9 地区を選定し、順次事業を開始している。なお、里山再生事業について、将来的には、当該事業の趣旨を踏まえつつ、特定復興再生拠点区域の整備の進捗等に応じて帰還困難区域で実施することも視野に入れて検討を進めていく。」 第 3 部 第 7 2-(1) (P 62. 1～2 行目) 「また、里山再生モデル事業の成果等を踏まえ、「里山再生事業」として里山の再生に向けた取組を引き続き実施する。」 ○福島復興再生計画 第 2 部 第 2 2-(1)-ア-(ア)-c-① (P 16. 10～13 行目) 「また、「福島の森林・林業の再生に向けた総合的な取組」（平成 28 年 3 月 9 日公表）に基づき、住居等近隣の森林除染を要請する。さらに、国と連携を図り、市町村の意向を踏まえた里山再生に向けた取組を推進する。」 ○「第 2 期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針 1-(2)-⑥ (P 18. 15～18 行目) 「森林・林業分野では、福島県の森林・林業の再生に向けて、放射性物質モニタリングや各種実証等による知見の収集、放射性物質を含む土壌の流出を防ぐための間伐等の森林整備とその実施に必要な放射性物質対策、里山再生事業、原木しいたけ等の特用林産物の産地再生に向けた取組を進める。」 ※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください						
当面の事業概要						
<令和 7 年度>						
空間線量率測定及び立木・土壌の放射性物質濃度の測定 5 地区 計 34,000 千円						
地域の帰還・移住等環境整備との関係						
住居周辺にあって身近に利用してきた里山において、そこに立ち入る住民等の安全・安心を確保するため、空間線量率等の状況を測定し、その結果をわかりやすく情報提供することにより、地域住民の帰還のための環境整備に資するものである。						

関連する事業の概要
・ 除染事業（環境省直轄事業または除染対策事業（環境省補助事業）） 森林内の遊歩道などにおいて有機堆積物除去等を行う。 ・ 森林整備（林野庁直轄事業またはふくしま森林再生事業（林野庁補助事業）） 間伐等の森林整備及び放射性物質対策を行う。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

計画区域

里山放射線量等測定事業の対象区域：